

農地法第5条の規定による届出について

倉敷市農業委員会

市街化区域内にある農地を農地以外に転用するため、所有権の移転や貸借権の設定等権利移動をする場合は、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出た上で、農業委員会が届出を受理通知した後に農地以外にしなければなりません。

農地法第5条の規定による届出に必要なもの

- 1 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書【様式】
- 2 届出にかかる農地の登記簿謄本（全部事項証明書）
- 3 届出にかかる農地の位置図（住宅地図又は都市計画図）
- 4 届出にかかる農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき法第18条の解約等の許可があったことを証する書面
- 5 届出にかかる農地が高梁川用水土地改良区の受益地の場合は農地転用等の通知書【様式】
- 6 その他参考資料
- 7 委任状（行政書士に届出にかかる権限等を委任する場合）

※届出書の提出は随時受付です。原則として2週間以内に審査して受理・不受理を決定します。

記載事項に不備がある場合や添付書類に不備がある場合等は受理決定できませんのでご注意ください。

また届出地が

倉敷土地改良区（倉敷市耕地水路課 TEL086-426-3441）	の受益地になる場合は 転用届出とは別にこれら の改良区に通知する必要 があります。
庄土地改良区（倉敷市庄支所 TEL086-462-1212）	
茶屋町土地改良区（倉敷市茶屋町支所 TEL086-428-0001）	
玉島土地改良区（倉敷市玉島支所産業課 TEL086-522-8114）	
児島湾土地改良区（岡山市南区築港緑町2-4-29 TEL086-262-0175）	
上原井領土地改良区（倉敷市真備支所産業課 TEL086-698-8114）	

妹 土地改良区（倉敷市真備支所産業課 TEL086-698-8112）

〔お問い合わせは〕 ⇒ 倉敷市農業委員会

本 庁	TEL086-426-3895
児 島 駐 在	TEL086-473-4374
玉 島 駐 在	TEL086-522-8126
真 備 駐 在	TEL086-698-5042
庄支所産業建設係	TEL086-462-1212
茶屋町支所産業建設係	TEL086-428-0001
船穂支所産業係	TEL086-552-5110